

平成24年(ワ)第328号, 平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

平成26年9月24日

証 拠 説 明 書 (B号証)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜



同

茅 根 照



同

春 原



同

江 口 正



同

池 田 秀



同

長 原



同

八 木



同

濱 松 慎



同

川 島



上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙B号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

## 記

### 乙B第29号証

証拠の標目	原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について  (原子力規制委員会ホームページ <a href="http://www.nsr.go.jp/nra/kettei/data/20130327-10-gaibuyuushikisya_r.pdf">http://www.nsr.go.jp/nra/kettei/data/20130327-10-gaibuyuushikisya_r.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年3月27日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨 【分類①】	本書証によって、原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、外部専門家について、透明性・中立性を確保するため、電気事業者等との関係について自己申告を行うことが求められたこと（準備書面(11)第3の1(2)ア(ア)（14頁））を明らかにする。